

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から42年3月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、申立期間当時、両親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間を含め国民年金保険料を納付してくれていたはずである。私の両親、特に家計を取り扱っていた母親は几帳面な性格であり、子供の将来に関わる国民年金について、保険料の未納期間を残すような納付をしたとは到底考えられないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年10月13日に払い出されている上、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を見ると、申立期間直前の同年4月から同年10月までの国民年金保険料が42年1月10日に検認されていることが確認できることから、申立期間当時、申立人の両親は、申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。

さらに、国民年金に関する年報等の情報によると、申立期間当時、A町（現在は、B町）は、地域の団体に国民年金保険料の集金業務を委託しており、同団体が定期的に集金を行っているところ、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から51年3月までの期間及び53年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年7月から51年3月まで
② 昭和53年4月から54年3月まで

年金事務所からの回答によると、申立期間①及び②について、国民年金の未加入期間とされている。

しかし、当時、家族の年金及び税金について、全て父親が管理してくれていたことから、私の国民年金についても父親が加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料をA町（現在は、B町）役場で納付してくれたはずなので、申立期間①及び②について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が申立期間②後に住所を移したC市において昭和57年11月29日に払い出されていることが確認できる上、同市の国民年金被保険者名簿を見ると、同年9月1日を国民年金被保険者資格取得日として、同資格取得届が同年11月19日付けで受付されていることが確認できる。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、当時の申立人の住所地であるA町において国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、上記の払出日以前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間①及び②当時、国民年金の未加入期間に該当し、制度上、保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の父親は既に死亡していることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について供述を得ることができない。

加えて、申立人の父親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月1日から46年4月1日まで
② 昭和47年4月21日から同年12月29日まで

年金事務所からの回答によると、申立期間①及び②について、昭和 48 年 2 月 16 日に脱退手当金が支払われたこととされている。

しかし、私は、脱退手当金を請求し、受給した記憶が無いので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかしながら、A社（現在は、B社）に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱退」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和48年2月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月1日から41年6月3日まで
② 昭和41年7月1日から42年8月30日まで
③ 昭和42年9月4日から43年8月27日まで

年金事務所からの回答によると、申立期間①から③までについて、昭和45年6月20日に脱退手当金が支払われたこととされている。

しかし、私は、脱退手当金を請求し、受給した記憶が無いので、申立期間①から③までを厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金事務所には、昭和45年脱退手当金裁定請求受付簿が保管されており、当該受付簿には同年5月4日に申立人の脱退手当金裁定請求書が受け付けられ、同年6月20日に脱退手当金が支払われた旨記載されている。

また、A社の事業所別被保険者名簿を見ると、当該事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記号番号は、昭和45年6月12日に重複整理の処理が行われたことが確認でき、上記受付簿及びオンライン記録において、申立期間の脱退手当金が同年6月20日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

さらに、A社の事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。